

古村 高

# 軽井沢のメガソーラー計画について

条例は適用  
←できません

条例は適用できない

**質問**  
 条例9条1項のみならず同3項の町長による不同意伝達は可能であると考えるが、なぜ条例適用に踏み切れないのか。  
 両南町の条例は他の市町と異なり、事業者有利にならぬように町は修正したが、結果として業者有利になったのでは。  
 「住民が反対し議員も条例適用に賛成し町長が条例適用と言えば行政もついていく」との発言もあったがいかがか。



**答弁**  
 法の不遡及の一般原則に反している。条例9条を文  
 言どおりには適用できない。  
 県のモデルガイドラインに合わせた。着手時期に関しては書類の受付日を事業着手と考えている。  
 発言は意見を述べただけで、町の方針ではない。

※ 県の責任者から、「モデルガイドラインは、**届出時期を示しただけ**で事業着手と定義はしていません。」との回答を得ています。  
 ※ 函南町のように、受付日を事業の着手と考えている市町は、全国に存在しません。

※ 不遡及の原則には反しません。  
**根拠**  
 ・ 森林法、環境アセス条例を含め関係法令の規定により、工事着手していない以上、適用できます。  
 ・ **遡及問題が起こらないことは裁判（判例）で明らかになっています。**

※ 法令をしっかりと勉強して頂ければ、条例が法的に何の問題も無く、適用が出来ることをご理解されるものと期待しています。  
 ※ **議員は、防災の専門家ですから**、住民の命が掛かった問題であることは認識されていると思いますので、是非、その知見を活かし、頑張ってくださいと思います。

この事業着手の時期の考え方が、相互の解釈の違いとなり請願採択に至らないところです。両南町議会は9月定例会でメガソーラー反対を決議しており、私自身も両南町民として設置計画には断固反対です。  
 ただ請願第2号が不採択となり、今日までの間に事業着手の時期に対する考えを覆す理論に至らないことから前回の請願と同様、条例適用を町に求めることはできないとの結論に至りました。

条例への遡及適用はできない

杉村 清



今後は環境評価に対しての町の意見書の提出や、その後町の町に対して事業者からの個別申請など設置に対して不同意に基づく手立てがある。  
 以上のことから本請願については、条例適用は適切ではないとして、反対討論とする。

条例適用は適切ではない

長澤 務

本条例第9条第1項で規定されている届け出なければならぬ時期は、「事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに」とあり、令和元年10月1日の条例施行時において、本案件は、県に事業開始を条例で意味する許認可等の申請がなされていないことから、届け出なければならぬ時期を既に過ぎており、**本条例の適用は事業者物理的に無理であること**を強いることになる。

**根拠と手段・方法を是非、知りたいものです。**

意見書の採用・不採用は業者の判断  
 (法的拘束力なし。)

無理であるなら、伊東市は、なぜ、適用出来たのでしょうか。他の市町も同じ考えです。(函南町だけが異質な考えです。)